

○美濃加茂市法定外公共物の管理に関する条例

平成14年12月24日

条例第26号

改正 平成25年3月22日条例第4号

平成25年9月26日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に特別の定めのあるものを除き、本市における法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定を適用しない道路及びその附属物
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定を適用又は準用しない河川及び公共の用に供せられる溝きよ、水路、湖沼、ため池等並びにこれらの附属物（以下これらを「普通河川等」という。）

(行為の禁止)

第3条 何人も法定外公共物に関し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損壊すること。
- (2) 法定外公共物に土石、砂れき、じんかい、竹木、汚物、毒物その他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(普通河川等に関する制限行為)

第4条 何人も普通河川等に関し、市長の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、許可を受ける必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 竹木を流送すること。
- (2) 普通河川等の流水の清潔、方向、分量、幅員、深浅その他敷地の現況に著しい影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項の許可に普通河川等の管理上必要な条件を付すことがで

きる。

(占使用等の許可)

第5条 次に掲げる行為(以下「占使用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、許可を受ける必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 法定外公共物の敷地、水面又は流水を占用又は使用すること。
- (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築、改築又は除却すること。
- (3) 法定外公共物の敷地内において、土石、砂れき、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。
- (4) 法定外公共物の敷地内において、掘さく、盛土若しくは切土その他の土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること。

2 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(許可事項の変更)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「占使用者」という。)は、許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第7条 前2条の許可(以下「占使用等の許可」という。)は、次の基準に基づいて行わなければならない。

- (1) 法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼさないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共の福祉の確保に支障を及ぼさないこと。

(国等の特例)

第8条 国、地方公共団体及び水資源開発公団(以下「国等」という。)が第5条第1項各号に規定する行為をしようとするときは、同条の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の規定は、第6条に定める許可事項の変更の場合について準用する。

(許可期間)

第9条 第5条第1項第1号、第2号又は第4号の規定による許可の期間は5年以内、同項第3号の規定による許可の期間は1年以内とする。ただし、水力発電、かんがい等のため長期にわたり工作物を設置することが必要と認められるときは、許可の期間は、30年を限度として延長することができる。

2 前項の許可は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期日までに占使用者から市長に対し申請があったときに限り、更新することができる。

(1) 許可期間が1年以上のもの 許可期間満了の日前1月

(2) 許可期間が1月以上1年未満のもの 許可期間満了の日前1週間

(3) 許可期間が1月未満のもの 許可期間満了の日の前日

3 前項の申請があったときは、許可の期間の満了の後においても、当該申請が拒否され、又は更新の許可があるまでは、当該許可はその効力を失わないものとする。

(許可工作物の使用制限)

第10条 第5条第1項第2号の規定により工作物の新築又は改築の許可を受けた者は、当該工事について市長の完成検査を受け、かつ、当該検査に合格した場合に限り、これを使用することができる。

(許可物件の管理等)

第11条 占使用者又は第8条の規定により同意を得た国等は、市長の指示に従い、占使用等に係る工作物その他の物件を常に良好な状態に維持管理しなければならない。この場合において、占使用者又は国等は、法定外公共物に異状を認めたときは、速やかに、占使用等を中止し、市長にその旨を届け出なければならない。

(許可に基づく権利義務の移転)

第12条 この条例の規定による許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ、移転することができない。ただし、相続及び法人の合併の場合は、この限りでない。

2 相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によって新たに成立した法人は、この条例の規定による許可に基づく権利義務を承継した場合に

においては、その承継の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(行為の廃止の届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が生じた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 占使用等の許可を受けた者が、当該許可に係る行為を廃止したとき。
- (2) 第8条の規定により協議を行った国等が、当該協議に係る行為を廃止したとき。
- (3) 占使用等の許可を受け、又は第8条の規定による協議をした当該目的たる行為を行うことが事実上不可能となったとき。

(許可の失効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可は、効力を失う。

- (1) 許可を受けた者が死亡した場合又は許可を受けた法人が消滅した場合において、第12条第2項の規定による届出がなされなかったとき。
- (2) 前条各号に該当する場合において、同条の規定による届出がなされたとき。
- (3) 普通河川等が第2条に規定する普通河川等でなくなったとき。

(原状回復等)

第15条 この条例の規定による許可を受け、若しくは同意を得た者は、当該許可若しくは同意の期間が満了した場合又は当該許可若しくは同意が効力を失った場合には、直ちに、法定外公共物を原状に回復し、かつ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該許可を受け、又は同意を得た者の申請に基づき、市長が原状回復を不適當であると認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、この条例の規定による許可を受け、又は同意を得た者に対して、前項本文の規定による原状の回復が不十分であると認める場合においては、必要な措置を講ずることができる。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占使用等の

許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、工作物の操作について必要な措置を講ずることを命じ、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設を設置すること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) 占使用等の許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により占使用等の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占使用者に対し前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- (1) 国等が法定外公共物に関する工事を施行するため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 占使用者以外の者に、工事、占用その他の行為の許可をする公益上の必要が生じた場合
- (3) 洪水その他の天然現象により法定外公共物の状況が変化したことにより、許可に係る工事その他の行為が法定外公共物の管理上著しい支障が生じた場合
- (4) 許可に係る工事の施行方法又は工事の施行後における工作物の管理方法が、法定外公共物の管理上著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合
(立入検査)

第17条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量若しくは工事又は法定外公共物の維持のため、やむを得ない必要があると認める場合においては、市の職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入らせる場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合は、この限りでない。

3 前項の規定により宅地、垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合には、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告知しなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、当該土地の占有者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第18条 市長は、第16条第2項の規定による処分及び前条の規定による立入調査により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(占用料等の額)

第19条 美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例（平成14年美濃加茂市条例第25号。以下「占用条例」という。）第2条の規定は、市が徴収する法定外公共物における流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「占用料等」という。）について準用する。

(占用料等の徴収方法)

第20条 前条の規定による占用料等は、占用等の許可をした日の属する月の翌月の末日までに、その全額を徴収する。ただし、占用期間等が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度5月31日までに、当該年度分を徴収するものとする。

2 占用条例第3条第4項の規定は、法定外公共物における占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があった場合及び法定外公共物が天災その他の特別な理由により占使用等ができなくなった場合について準用する。この場合において、同項第1号中「法第75条第2項」とあるのは「第16条第2項」と読み替えるものとする。

(占用料等の減免等)

第21条 占用条例第4条の規定は、法定外公共物における占用料等の免除又は減免について準用する。

(過料)

第22条 詐欺その他不正の行為によって占用料等の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料を科する。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に岐阜県知事の許可を受けた占使用等は、当該許可の期間の満了する日までの間は、第5条の許可を受けた占使用等とみなす。

附 則 (平成25年3月22日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例、美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例及び美濃加茂市法定外公共物の管理に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に発生した占用料等について適用する。

附 則 (平成25年9月26日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。